高 齢 者の 居住の安定確保に関する法律の一 部を改正する法律案に対する附 帯 決 議

平成二十一年五月十二日

参議院国土交通委員会

政 府 ば、 本法 の施行に当たり、 次の諸点 について適切な措置を講じ、 その運 用 に 遺 憾 なきを期 すべ きであ

る。

祉

介

護

施

策等

لح

の

効

果

的

な

連

携

を

層

推

進すること。

また、

地 域

に

おけ

る

福

祉

介

護

行

政

を

直

接

担う市

基 本 · 方 針 を 厚 生 労働· 大臣 と共同 して策定することとし た本法 の 趣 旨 に か んが み、 高 辫 者 の 住 宅 施 策と 福

町 村 の 意 見 が 都 道 府 県 の 高齡 (者居) 住安定確 保計 画に 適 切 に反 映 されるよう、 基 本 方 針 等 に お L١ て 明 確 化 を

义 「るとともに、 本 法 に お け る 市 町 村 の 位 置 付 け 役 割 につい て今後検討を進 め、 所 要 の 措 置 を 講ずること。

高 龄 者円滑 入居賃貸 住宅、 高 낡 者専用賃貸住宅、 高齢 者 向 け優良賃貸住宅につい て、 高齢者にとって分

か りやすく、 使 ١J ゃ す ١J 制度への 改善を図るとともに、 高齢 者 の 住 ま い 福 祉 介護全般 に係 る情報 提 供

システムや相 談 窓 の 層 の整 備 に 努めること。 また、 高齢 者向 ゖ 賃貸住宅や高齢者居宅生活支援施設 の

適 切 な 運 営が確保されるよう、 行政による指導監 督に万全を期すること。

Ę 年金生活世帯を始め、 障 が い 者、、 要介護者、 生活保護受給者など住宅の確保に特に配慮を要する高齢者

については、 福祉施策との 連携等により、 高齢者向け賃貸住宅や老人ホー ムなど、 高齢者の状況に応じた

住まいのセーフティネットが確実に提供されるよう努めること。

四、 高 龄 者向け賃貸住宅の供給促進とともに、 高齢者が必要とする福祉 介護 施設の適切な供給の確保に十

分留意すること。

赶 賃貸住宅の 供給の 促進に当たっては、 高齢者及び子育て世帯が適 切な家賃負担 , で 住 み続けることができ

るよう、 既存 住宅 のバリアフリー 耐震改修等によるストック活用 に 重点を置くとともに、 家賃 補 助 制 度

の充実について検討すること。

右決議する。